

議会のあり方検討会報告書

平成20年1月

墨田区議会
議会のあり方検討会

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 議会のあり方検討会の設置経緯について | 1 |
| 2 | 議会のあり方検討会について | 1 |
| 3 | 検討結果 | 2 |
| | 課題1：予算・決算特別委員会の開催方法について | 3 |
| | 課題2：費用弁償等の見直しについて | 4 |
| | 課題3：インターネット放送等、議会中継の検討について | 5 |
| | 課題4：本会議質問における一問一答方式の導入について | 6 |
| 4 | さらなる議会改革の取組みに向けて | 7 |
| 5 | 資料編 | 9 |
| | 資料1：議会のあり方検討会委員名簿 | 10 |
| | 資料2：議会のあり方検討会の審議経過 | 11 |
| | (課題1関係) | |
| | 資料3：23区における決算特別委員会の審査方法等一覧 | 12 |
| | 資料4：23区における予算特別委員会の審査方法等一覧 | 14 |
| | 資料5：23区における予算・決算特別委員会の会派等持ち時間一覧 | 16 |
| | (課題2関係) | |
| | 資料6：費用弁償について | 19 |
| | 資料7：23区の費用弁償等の支給状況 | 20 |
| | 資料8：議員費用弁償支給内訳(平成18年度、平成17年度実績) | 21 |
| | 資料9：定額支給の可否等 | 22 |
| | 資料10：費用弁償の月別平均支給金額等(平成18年度実績) | 24 |
| | (課題3関係) | |
| | 資料11：インターネット放送等、議会中継の検討ポイント | 25 |
| | 資料12：議会中継(録画含む)の実施状況 | 26 |
| | 資料13：議会中継の内容(インターネット) | 27 |
| | 資料14：議会中継の内容(ケーブルテレビ) | 28 |
| | 資料15：CATVによる議会中継経費等について | 29 |
| | 資料16：インターネット放送開始のきっかけ等 | 30 |
| | (課題4関係) | |
| | 資料17：本会議質問における「一問一答方式」の導入 | 31 |
| | 資料18：「分割質問方式・一問一答方式」のイメージ | 34 |
| | 資料19：本会議質問における「一問一答方式」の導入調査結果一覧 | 36 |
| | 資料20：新宿区議会における「一問一答方式」の実施状況 | 37 |
| | 資料21：一問一答制の導入状況(全国市議会議長会調査) | 38 |

報告にあたって

議会のあり方検討会は、議長から下命のあった、「予算・決算特別委員会の開催方法について」など4課題について、8月から半年間の長期にわたり、検討会委員が一丸となって精力的に検討してまいりました。

委員構成を見ると、これからの墨田区議会を担っていく若手にいろいろと調査研究してもらいたいとの考えから、比較的若い議員を選出してきた会派もあり、4月の選挙で初めて当選したばかりの一期生3人、二期生も4人と、実に検討会メンバー9人の3分の2以上を二期生以下の議員が占めることになりました。このような委員構成により、討議中、新鮮な観点から意見が出され、お互いに自由闊達な意見交換を通じて、よりよい結論が得られたものと感じております。

さて、本報告書の提出により、現在の体制での議会のあり方検討会は、その活動に終止符を打つこととなりますが、議会のあり方について検討すべき課題はまだまだ多岐にわたり存在しており、墨田区議会にとっての議会改革の取組みに終わりはありません。

最後に、議会のあり方検討会委員一同は、議会改革の第一歩として、本報告書の内容が早期に具体化され、また、引き続き新たな体制による新たな課題に対する検討会が設置されるよう強く希望しております。

平成20年1月30日

議会のあり方検討会

座長 桜井 浩之

1 議会のあり方検討会の設置経緯について

墨田区議会では、これまでも開かれた議会や議会の活性化に向けて、課題が生ずる都度、さまざまな取組みを行い対応してきた。

このような中で、今回の「議会のあり方検討会」の設置に向けての動きは、4月の選挙により新たな議会構成が誕生し、墨田区議会における第16期の議会活動全般に関する申し合わせについて議論する段階から始まっていた。

その後、6月8日に公明党議員団から中村議長に対して、「議会改革に関する申し入れ」が提出された。それを受けて、6月13日の各派交渉会で協議を開始し、7月2日の各派交渉会で、位置付けとしては議長の諮問機関的な「議会のあり方検討会」を設置し、当面の検討課題として「予算・決算特別委員会の開催方法について」など4課題について検討することに決定した。

2 議会のあり方検討会について

(1) 設置目的

区民により開かれた区議会とするとともに、議会活動の一層の活性化を図るため、検討会を設置し、その具体化のための方策を検討する。

(2) 位置付け

議長の命を受けた諮問機関的な位置付けとし、その検討内容については議長に報告し、各派交渉会の場において協議する。

(3) 委員構成

各派交渉会の委員割り振りに基づき、各会派から委員を選出するとともに、無所属議員枠として1人分を設け、合計9人で構成する。

なお、検討会に座長を置く。

(4) 検討内容

各派交渉会で、“当面の検討課題”と決定した下記4課題のほか、その他の課題も必要に応じ検討する。

ア 予算・決算特別委員会の開催方法について

イ 費用弁償等の見直しについて

ウ インターネット放送等、議会中継の検討について

エ 本会議質問における一問一答方式の導入について

(5) 検討期間及び報告期限等

ア 検討期間

平成19年8月から12月を目途に検討を行う。

イ 検討方法

当面の検討課題4課題について、1課題毎に順次検討を行い、結果をまとめる。その後、その他検討すべき課題があれば検討を行い、結果をまとめる。

ウ 中間報告

各課題の検討結果がまとまる都度、議長に報告する。

エ 最終報告

最終報告書の提出期限は、平成20年1月末日とする。

3 検討結果

議会のあり方検討会は、平成19年8月7日の第1回検討会を皮切りに、以降、平成20年1月23日までの間、計10回開会し、議長から下命を受けた、「予算・決算特別委員会の開催方法について」等の当面検討すべき4課題について検討を行った。

検討にあたっては、現況や課題、他の区市の状況等を取りまとめた資料を説明した後、1課題あたり2～3回検討を行い、それぞれ結論をまとめ、その都度中間報告として結果を議長に報告し、併せて直近の各派交渉会において、桜井座長が報告内容を各派交渉会委員に説明した。

なお、インターネット中継の検討の際には、具体的な仕組みを理解し、実際の映像を体感してもらうため、デモンストレーションを行うなどの工夫も行った。

以上の取組みにより、当検討会でまとめた検討結果は、次のとおりである。

(注意)

検討結果の実施時期については、それぞれ検討を行った時点での結論をそのまま掲載している。

【課題1】予算・決算特別委員会の開催方法について

検討結果

1 開催方式について

従来どおりの方式で開催するものとする。

2 委員数について

従来どおり、議員定数の二分の一とする。

【その他の意見】

- ・全員を委員とし、内容に応じて委員を入れ替える。

3 発言時間について

現行どおり、委員一人当たりの質疑時間を基本として、会派所属委員数に応じ比例配分する。なお、平成19年決算特別委員会と同様に、委員長には一人当たりの質疑時間を配分しないものとする。

【その他の意見】

- ・会派の基礎時間を設けるべき。
- ・少数会派の発言時間を増やしてほしい。
- ・総括質疑とは別に各会派の幹事長と区長が直接議論する「しめくり総括」の時間を新たに設けるべき。
- ・委員数が減っているため、一日の終了時間を従前と同じにすれば、一人当たりの持ち時間を増やすことができるのではないか。
- ・質疑時間を配分時間できちっと終わりにするのではなく、多少の時間オーバーには緩やかな対応をお願いしたい。

4 審査日数及び日程について

審査日数は従来通りとし、日程については、款別審査の中間に1日調査研究日を設けるものとする。

【その他の意見】

- ・調査研究日は必要なく、従来通りとする。
- ・通年で予算・決算特別委員会を開催する。

5 その他

予算・決算特別委員会の資料として、事業ごとに概要、予算・決算額、財源内訳等が一目で分かるもの（例えば、江東区が作成している「予算ノート」）を作成し、提供するよう、理事者に強く要望する。

【課題2】費用弁償等の見直しについて

検討結果

1 費用弁償等について

現行の費用弁償（定額旅費）については、廃止すべきである。

ただし、費用弁償、報酬及び政務調査費の相互の係わりを踏まえ、今後、報酬及び政務調査費のあり方について、検討すべきである。

【その他の意見】

- ・定額支給ではなく、実費弁償（または実費に基づき計算した標準額の支給）とすべき。
- ・今後とも、検討は続けていくこととし、まずは減額の方で考えてみてはどうか。
- ・費用弁償は、現行どおり支給すべき。支給額等について、批判があるようであれば、それに対して、しっかりと説明責任を果たしていけばいい。
- ・費用弁償の定義（交通実費なのか、日当等を含んだ概念なのか）が曖昧である。また、難解な表現であるため、区民にとって分かりにくい。

2 見直しの実施時期について

実施の時期については、2つの方向性が示された。

(1) 本年度をもって廃止すべきである。

平成20年3月分（平成20年4月25日支給分）までは支給する。

(2) 報酬及び政務調査費のあり方についての検討結果に基づき、具体的な廃止期日を決定すべきである。

【課題3】インターネット放送等、議会中継の検討について

検討結果

1 インターネットについて

(1) 本会議について

録画中継・生中継とも、実施すべきである。

【その他の意見】

- ・生中継については予算がかかるので、まず録画中継を先行すべきである。
- ・生中継にかかる予算を録画中継の充実にまわすべきである。
- ・生中継については、需要(アクセス件数)を調査してからの実施でもよい。

(2) 委員会について

録画中継・生中継とも、実施する方向で引き続き検討すべきである。

なお、実施に際しては、すべての委員会を対象とするのが望ましいが、まず予算特別委員会・決算特別委員会の総括質疑・意見開陳を、他の委員会の中継に先駆けて検討すべきである。

【その他の意見】

- ・委員会に限らず、議長の考え方や視察の様子など、広報媒体としても充実すべきである。

2 ケーブルテレビについて

インターネット放送実施後、ニーズ調査をした上で引き続き検討を要する。

【その他の意見】

- ・「ウィークリーすみだ」のうち、何回分かを議会の情報提供に使えるよう検討すべきである。
- ・パソコンを使用しない視聴者層に対応すべく、インターネット放送に使用する映像を、ビデオテープやDVDの記録媒体で貸し出すなどの対応をすべきである。

3 実施時期について

インターネット放送は、準備が整い次第、できるだけ早い時期に実施すべきである。

【課題4】本会議質問における一問一答方式の導入について

検討結果

1 分割質問方式の導入について

現行の「一括質問方式」に加え、「分割質問方式」を導入する。

なお、質問方式は、質問者が選択するものとする。

【その他の意見】

- ・現行どおり、一括質問方式で行うべきである。

2 質問時間・再質問の回数について

現行の取扱いを基本とするが、変更する場合は会議規則の改正・申し合わせの変更等を伴う場合があるので、改めて検討する。

【主な意見】

質問時間については、

- ・現行のまま（本質問は30分以内、再質問については特に時間の取り決めなし）とする。
- ・再質問も含めて、現行の30分以内とする。
- ・再質問の時間を別にルール化すべき。

再質問の回数については、

- ・基本的には制限せず質問時間の範囲内で各議員にまかせるべき。
- ・分割項目ごとに、再質問を1～2回とする。
- ・質問方式にかかわらず、全体で1回限りとする。

3 質問者・答弁者の位置について

基本的には、「対面方式」とする。

ただし、対面式演壇の設置等議場の改修をする場合はかなりの経費がかかるので、実施に当たっては最小限の経費とするよう工夫する。

《参考：議場の改修をして対面式演壇を設置する場合》

- ・対面式演壇の設置（議席の撤去を含む）約200万円
- ・議場システムの更新（マイク設置を含む）約2,000～3,000万円
議場システムについては、リフレッシュ計画で21年度の更新が予定されているが、理事者席等のマイク設置は含まれていない。

4 導入時期について

平成20年第2回定例会から導入する。

4 さらなる議会改革の取組みに向けて

平成12年の地方分権一括法、そして平成19年の地方分権改革推進法の施行により、本格的な分権時代に突入し、全国各地の議会では、従来の監視機能を中心とした議会活動に加え、住民参加型の開かれた議会、さらに政策提言を積極的に行うことができる議会に向けた、さまざまな議会改革への取組みを始めている。

このような流れの中で、今回、私たち議会のあり方検討会は、「予算・決算特別委員会の開催方法について」など4課題について検討を行ってきたが、議会のあり方（＝議会改革）について検討すべき課題は、まだまだ多数存在している。

検討会の中でも、その他検討すべき課題として、開かれた議会に向けた取組みについては、夜間・土日議会の開会、区議会だよりへの一般質問掲載方法の見直し、議会としての意思形成過程に住民の声を反映させる方法等が、議会の活性化に向けた取組みについては、代表・一般質問の発言時間配分、議場の設備改善等が、その他では、議員控え室の使い方等が提起された。

今後、検討すべき課題の選定にあたっては、全国各地の議会で行われている議会改革に向けた先進的な取組み事例を十分に調査・研究し、本区議会として取り上げるにふさわしい課題を整理する必要がある。

一方で、目新しい改革ばかりではなく、議会本来の機能や役割を十分に発揮させるために、現行の議会運営の方法についても見直すべき点があれば、一つひとつ着実に見直していくことも重要である。

以上の点から、今後も引き続き議会のあり方検討会を設置し、さらなる議会改革に向けた取組みを推進していくべきと考える。

議会改革の取組みに終わりはない。その第一歩となる、私たち議会のあり方検討会の検討結果について、早期の具体化を期待する。

5 資 料 編

※検討会配布資料(一部抜粋)等

議会のあり方検討会委員名簿

(平成 19 年 8 月 7 日～)

桜井 浩之 (自民党)・座長

樋口 敏郎 (自民党)

山本 亨 (自民党)

福田 はるみ (自民党)

千野 美智子 (公明党)

大越 勝広 (公明党)

高柳 東彦 (共産党)

田中 哲 (民主党)

あそう あきこ (民主 2 1)

以上 9 人

議会のあり方検討会の審議経過

| | 実施日 | 検 討 項 目 等 |
|------|----------------|---|
| 第1回 | 平成19年 8月7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・座長の選任 ・検討内容、方法、スケジュール等について ・【課題1】予算・決算特別委員会の開催方法について ～資料説明 |
| 第2回 | 8月21日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題1】予算・決算特別委員会の開催方法について ～協議 |
| 第3回 | 8月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題1】予算・決算特別委員会の開催方法について ～とりまとめ |
| | 9月3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回中間報告(予算・決算特別委員会の開催方法について) ～議長へ報告、各派交渉会で説明・協議 |
| 第4回 | 9月18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題2】費用弁償等の見直しについて ～資料説明～協議 |
| 第5回 | 9月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題2】費用弁償等の見直しについて ～とりまとめ ・【課題3】インターネット放送等、議会中継の検討について ～資料説明 |
| | 9月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回中間報告(費用弁償等の見直しについて) ～議長へ報告、各派交渉会で説明・協議 |
| 第6回 | 10月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題3】インターネット放送等、議会中継の検討について ～インターネット中継デモンストレーション～協議 |
| 第7回 | 10月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題3】インターネット放送等、議会中継の検討について ～とりまとめ ・【課題4】本会議における一問一答方式の導入について ～資料説明 |
| 第8回 | 11月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題4】本会議における一問一答方式の導入について ～協議 |
| 第9回 | 11月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題4】本会議における一問一答方式の導入について ～とりまとめ |
| | 11月14日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回中間報告(インターネット放送等、議会中継の検討について) ・第4回中間報告(本会議における一問一答方式の導入について) ～議長へ報告、各派交渉会で説明・協議 |
| 第10回 | 平成20年 1月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・【課題1】予算・決算特別委員会の開催方法について (発言時間の割り振りについて) ～協議～とりまとめ ・その他 |
| | 1月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終報告 |

23区における決算特別委員会の審査方法等一覧

| 区名 | 全議員数 | 委員数 | 分科会方式 | | 同日開催 | 総括質疑 | | 審査日数 | |
|------|--------|-----|-------|---------------|--------------------|------|-----|-----------------------|---|
| | | | 有無 | 人数 | | 有無 | 日数 | | |
| 杉並区 | 48 | 48 | x | | | x | | 6日 互 遇、意見 開陳を除く | |
| 豊島区 | 35(前期) | 17 | x | 全議員数H19.5~36人 | | ○ | 0.5 | 8 | |
| 北区 | 44 | 22 | x | 全議員の半数 | | ○ | 1 | 7 | |
| 荒川区 | 32 | 30 | x | 議長、監査委員を除く全議員 | | ○ | 2 | 7 | |
| 板橋区 | 46 | 46 | ① | 10 | 企画総務委員会と同様 | | | | |
| | | | ② | 9 | 区民環境委員会と同様 | | | | |
| | | | ③ | 9 | 健康福祉委員会と同様 | ○ | ○ | 3 | 8 |
| | | | ④ | 9 | 都市建設委員会と同様 | | | | |
| | | | ⑤ | 9 | 文教児童委員会と同様 | | | | |
| 練馬区 | 50 | 49 | x | 議長を除く全議員 | | ○ | 1 | 10 | |
| 足立区 | 50 | 25 | x | | | ○ | 2 | 6 | |
| 葛飾区 | 40 | 37 | ① | 19 | 議会費、総務費、産業経済費、職員費 | | | | |
| | | | ② | 18 | 福祉費、衛生費 | x | x | | 5 |
| | | | ③ | 19 | 環境費、都市整備費 | | | | |
| | | | ④ | 18 | 教育費、公債費、諸支出金、各特別会計 | | | | |
| 江戸川区 | 44 | 15 | x | | | ○ | 1 | 7 | |

23区における予算特別委員会の審査方法等一覧

H. 19. 6月

| 区名 | 全議員数 | 委員数 | 分科会方式 | | 総括質疑 | | 審査日数 | |
|------|--------|-----|-------|----|---|----|------|------------|
| | | | 有無 | 人数 | 同日開催 | 有無 | | 日数 |
| 千代田区 | 25 | 25 | ① | 9 | 企画総務委員会 | ○ | ○ | 8 |
| | | | ② | 8 | 保健福祉文教委員会 | | ○ | |
| | | | ③ | 8 | 区民生活環境委員会 | | ○ | |
| 中央区 | 30 | 17 | x | | | | ○ | 9 |
| | | | x | | | | 約5時間 | |
| 港区 | 34 | 34 | x | | | | ○ | 7 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 新宿区 | 38 | 18 | x | | 正副議長を除く現議員の1/2 | | ○ | 10 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 文京区 | 34 | 19 | x | | | | ○ | 6 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 台東区 | 32 | 16 | x | | 予定 | | ○ | 7 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 墨田区 | 32 | 16 | x | | | | ○ | 9 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 江東区 | 44 | 43 | x | | | | ○ | 5 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 品川区 | 40 | 39 | x | | | | ○ | 8 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 目黒区 | 36 | 35 | x | | 議長を除く全議員 | | ○ | 8 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 大田区 | 50 | 49 | x | | | | ○ | 8 |
| | | | x | | | | ○ | |
| 世田谷区 | 49(前期) | 48 | x | | 議長を除く全議員 | | ○ | 7 |
| | | | ① | 9 | 総務区民委員会(各常任委員会別) | | ○ | |
| 渋谷区 | 34 | 34 | ② | 8 | 都市環境委員会 | | ○ | 概ね各分科会8日程度 |
| | | | ③ | 8 | 文教委員会 | | ○ | |
| | | | ④ | 9 | 福祉保健委員会 | | ○ | |
| | | | ① | 9 | 政策室、経営室、管理会計室、議会等に関するもの | | ○ | |
| 中野区 | 42 | 42 | ② | 8 | 区民生活部に関するもの | | ○ | 延21日 |
| | | | ③ | 8 | 保健福祉部、こども家庭部に関するもの | | ○ | |
| | | | ④ | 8 | 都市整備部に関するもの | | ○ | |
| | | | ⑤ | 9 | 教育委員会に関するもの | | ○ | |
| | | | ※ | | 審査日数は総括説明1日、主査報告・採決1日を含む。(5分科会同日開催)全体会6日間+(3日×5分科会)=21日 改選期には予特のみ会期を短縮して行っている。(総括質疑2日、審査日数14日) | | | |

23区における予算特別委員会の審査方法等一覧

| 区名 | 全議員数 | 委員数 | 分科会方式 | | 総括質疑 | | 審査日数 | | |
|------|--------|-----|-------|----|------------------------------|----|------|------------------|---|
| | | | 有無 | 人数 | 同日開催 | 有無 | | 日数 | |
| 杉並区 | 48 | 48 | △ | | 改選にあたる年度の当初予算の審査は分科会方式としている。 | | × | 8日 互選、意見開陳を除く | |
| 豊島区 | 35(前期) | 16 | × | | 全議員数H19.5~36人 | | ○ | 0.5 | |
| 北区 | 44 | 22 | × | | 全議員の半数 | | ○ | 1 | |
| 荒川区 | 32 | 31 | × | | 議長を除く全議員 | | ○ | 2 | |
| 板橋区 | 46 | 46 | ① | 10 | 企画総務委員会と同様 | | ○ | | |
| | | | ② | 9 | 区民環境委員会と同様 | | | | |
| | | | ③ | 9 | 健康福祉委員会と同様 | | ○ | 3 | 8 |
| | | | ④ | 9 | 都市建設委員会と同様 | | | | |
| | | | ⑤ | 9 | 文教児童委員会と同様 | | | | |
| 練馬区 | 50 | 49 | × | | 議長を除く全議員 | | ○ | 1 | |
| 足立区 | 50 | 25 | × | | | | ○ | 2 | |
| 葛飾区 | 40 | 39 | ① | 20 | 議会費、総務費、産業経済費、職員費 | | | | |
| | | | ② | 19 | 福祉費、衛生費 | | | | |
| | | | ③ | 20 | 環境費、都市整備費 | | × | 1 | 6 |
| | | | ④ | 19 | 教育費、公債費、諸支出金、各特別会計 | | | | |
| 江戸川区 | 44 | 15 | × | | | | ○ | 1 | |

23区における予算・決算特別委員会の会派等持ち時間一覧

H. 19. 6月

| 区名 | 種別 | 会派等の持ち時間 |
|------|-------|---|
| 千代田区 | 予算・決算 | 規定なし。 |
| 中央区 | 予算 | 各会派当たり400分(平成19年3月) 予特の可能審査日数により、総時間数を求め、そこから理事者説明等の必要時間数を除算し、実質審査時間数を算出する。その数値を元に、各会派間で協議し、持ち時間数を決定する。 |
| | 決算 | 各会派当たり400分 1人会派は200分(平成18年9月～10月)※算出は予特と同じ。 |
| 港区 | 予算・決算 | 各款審議：一人当たり60分 $60分 \times [\text{会派所属議員数} - \text{正副議長及び監査委員(決算特別のみ)}] = \text{会派持ち時間(上限)}$ ただし、会派内の各委員の持ち時間調整は会派に委ねる。また、次の人は質問しないこととし、時間の割り振りはしない。正副議長2人、監査委員(決算特別委員のみ)1人(総審議時間上限) 予算 60分 \times 32人=1,920分 決算 60分 \times 31人=1,860分 総括質問 20分 $+$ [5分 \times (会派所属議員数-1)] = 会派持ち時間(上限) |
| 新宿区 | 予算 | 総括質疑(3日間15時間)としめくり質疑(1日間5時間30分)を対象として持ち時間制をとっている。款別は持ち時間制とっていない。総括質疑 \rightarrow (会派基礎時間40分) $+$ (会派の所属議員数に応じた時間) しめくり質疑 \rightarrow (会派基礎時間20分) $+$ (会派の所属議員数に応じた時間) 会派の所属議員数に応じた時間は、総質疑時間から会派基礎時間を減じた残りの時間を在籍議員数で除して得られた時間に、会派の所属議員数を除して得られた時間。ただし、最終的には会派間で調整した時間となっている。 |
| | 決算 | 予特と同じ。ただし、総括質疑の総時間数は12時間で計算する。 |
| 文京区 | 予算・決算 | 持ち時間制限なし。 |
| 台東区 | 予算・決算 | 持ち時間は、基本質問及び総括質問に適用。 基本質問 50分(各会派10分)、総括質問 255分※ ※質問総時間(255分) - (基礎持ち時間15分 \times 会派数) \div 交渉会派委員数 会派持ち時間は、15分 $+$ (11分 \times 会派委員数)となる。 |
| 墨田区 | 予算・決算 | 款別質疑及び予算の総括(1日の質疑時間272分)委員1人当たりの質疑時間を17分として、会派所属委員数に応じて比例配分する。 会派委員数 \times 17分 = 会派持ち時間 決算の総括(1日の質疑時間384分)委員1人当たりの質疑時間を24分として、会派所属委員数に応じて比例配分する。 会派委員数 \times 24分 = 会派持ち時間 |

23区における予算・決算特別委員会の会派等持ち時間一覧

| 区名 | 種別 | 会派等の持ち時間 |
|------|-------|---|
| 江東区 | 予算・決算 | 持ち時間制限なし。 |
| 品川区 | 予算・決算 | 款別審査→1日当たりの基礎時間を10分とし、その基礎時間に会派の構成委員数を乗じた時間とする。(答弁時間を含む) 総括質疑→会派の構成委員数に応じ、次の区分に該当する時間を会派の質問時間とする。(答弁時間を含まない) 2～5人 20分、6～10人 30分、11～15人 40分、16～20人 50分 |
| 目黒区 | 予算・決算 | 議員一人当たりの持ち時間(一日の委員会開催予定時間×委員会開催予定日数－除外時間数)÷構成委員数 会派(無会派を含む)の持ち時間(議員一人当たりの持ち時間)×(会派所属議員数) ※除外時間数＝休憩時間、小学校・中学校卒業式、議案の補足説明、理事會等 |
| 大田区 | 予算・決算 | 総質疑時間÷全議員数×会派議員数＝会派持ち時間 |
| 世田谷区 | 予算 | (1日の質疑答弁時間359分) 委員1人当たりを8分として、会派所属委員数を乗じた時間を1割削減する。＝(8分×会派員数)×0.9 (秒単位切捨て) |
| | 決算 | (1日の質疑答弁時間341分) 委員1人当たりを8分として、会派所属委員数を乗じた時間を1割削減する。＝(8分×会派員数)×0.9 (秒単位切捨て) |
| 渋谷区 | 予算・決算 | 持ち時間制限なし。 |
| 中野区 | 予算・決算 | (1日の会議時間340分)委員1人当たりの質疑時間を30分として、会派所属委員数に応じて比例配分する。 会派委員数×30分＝会派持ち時間 |
| 杉並区 | 予算 | 議員一人当たりの質疑持ち時間をそのつど協議し、正副議長を除いた各会派所属議員人数分会派別質疑持ち時間とする。 |
| | 決算 | 議員一人当たりの質疑持ち時間をそのつど協議し、正副議長、議員選出監査委員を除いた各会派所属議員人数分会派別質疑持ち時間とする。 |
| 豊島区 | 予算 | 委員1人12分×16人+自由質疑88分＝280分 審査時間 午前10時～午後4時 6時間(360分) 休憩時間 概ね正午から1時間、午後1時間20分(80分) 1日 当たり実質審査時間 4時間40分(280分) |
| | 決算 | 委員1人11分×17人+自由質疑93分＝280分 審査時間 午前10時～午後4時 6時間(360分) 休憩時間 概ね正午から1時間、午後1時間20分(80分) 1日 当たり実質審査時間 4時間40分(280分) |

23区における予算・決算特別委員会の会派等持ち時間一覧

| 区名 | 種別 | 会派等の持ち時間 |
|------|--------|---|
| 北区 | 予算・決算 | <p>①各款質疑 会派持ち時間=(実質審査時間:345分-会派基本持ち時間:例年10分×会派数)×(会派委員数÷全委員数)+会派基本持ち時間(例年10分)</p> <p>②総括質疑 会派持ち時間=(実質審査時間:320分-会派基本持ち時間:20分×会派数)×(2人以上委員を有する各会派の委員数÷2人以上委員を有する会派の全委員数)+会派基本持ち時間(20分) ※1人会派については、会派基本持ち時間(20分)のみになる。</p> <p>③補足質疑 会派持ち時間=(実質審査時間:160分-会派基本持ち時間:15分×会派数)×(2人以上委員を有する各会派の委員数÷2人以上委員を有する会派の全委員数)+会派基本持ち時間(15分) ※1人会派については、会派基本持ち時間(15分)のみになる。</p> |
| | 予算 | 1日240分×6日÷31人×0.55≒1人あたり25分 |
| | 決算 | 1日240分×5日÷30人×0.55≒1人あたり22分 |
| 板橋区 | 決算総括 | (3日) 議員1人当たりの持ち時間 [会議時間930分-(交渉会派加算30分×4会派)]÷49人≒16分 ※決算総括では、書類審査の時間(1時間)を減じている。 |
| | 補正予算総括 | (1日) 議員1人当たりの持ち時間 [会議時間330分-(交渉会派加算10分×4会派)]÷49人≒5分 |
| | 当初予算総括 | (3日) 議員1人当たりの持ち時間 [会議時間990分-(交渉会派加算30分×4会派)]÷49人≒17分 |
| 練馬区 | 予算・決算 | 会派基本時間(申合せ事項により、人数に応じて決定)+会派委員数×2分=会派持ち時間 一日の質疑時間は217分 総時間1,660分を委員数(予・決特とも25名)で除いた数に各会派選出委員数を乗じて得た数が各会派の持ち時間。 ※1,660時間→審査時間10時～16時 360分-(休憩、昼60分、午後20分)=280分×6日間-(最終日の討論時間20分)1,660分 |
| 葛飾区 | 予算 | 総括質疑は基礎時間12分+(所属議員×3分)、分科会は持ち時間制限なし |
| | 決算 | 持ち時間制限なし |
| 江戸川区 | 予算・決算 | 今期は未定。 |

議会あり方検討会 資料《費用弁償について》

1 費用弁償とは

○墨田区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

第七条

3 議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席したとき又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、前項の規定にかかわらず定額旅費を支給する。

4 前項の定額旅費の額は、一日につき五千円とする。

○ 根拠法令は地方自治法203条

1 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

—地方自治法 第203条「地方公共団体の非常勤の職員（議員を含む）職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」

自治用語辞典によると一定の支給基準にもとづいて標準的に実費と認められる額を基礎としており、職務遂行そのものに対して支給される給料とは区別される

もともと議員が名誉職で無報酬だった時代に、経費を実費として支給していたのが「費用弁償」の起こりで、現在は慣例として残っているとも言われる。

費用弁償の受給の放棄は、公職選挙法（寄付の禁止）に抵触するおそれがあるとされている。なお、他市議会では受取を拒否している議員がいる。

23 区 の 費 用 弁 償 等 の 支 給 状 況

【 議 会 あり 方 検 討 会 資 料 】

| ブロック | 区 名 | 費用弁償 (円) | 議 員 報 酬 (月 額 : 円) | | | | | 政務調査費 (月額 : 円) |
|------|-----|-------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| | | | 議 長 | 副議長 | 委員長 | 副委員長 | 議 員 | |
| 1 | 千代田 | 5,000 | 931,000 | 815,000 | 685,000 | 654,000 | 623,000 | 150,000 |
| | 中央 | 5,000 | 927,000 | 787,000 | 652,000 | 631,000 | 609,000 | 130,000 |
| | 港 | 6,000 | 921,000 | 797,000 | 651,000 | 625,000 | 613,000 | 150,000 |
| | 新宿 | 2,500 | 949,000 | 809,000 | 667,000 | 636,000 | 619,000 | 150,000 |
| 2 | 文京 | 4,000 | 918,000 | 786,000 | 646,000 | 619,000 | 597,000 | 150,000 |
| | 台東 | 5,000 | 911,000 | 782,000 | 649,000 | 621,000 | 599,000 | 125,000 |
| | 北 | 5,000 | 922,300 | 791,700 | 658,100 | 631,200 | 614,200 | 150,000 |
| | 荒川 | 0 | 915,000 | 783,000 | 650,000 | 623,000 | 601,000 | 80,000 |
| 3 | 品川 | 6,000 | 930,000 | 795,000 | 657,000 | 632,000 | 610,000 | 190,000 |
| | 目黒 | 5,000 | 909,000 | 795,000 | 660,000 | 630,000 | 600,000 | 140,000 |
| | 大田 | 6,000 | 933,000 | 785,000 | 660,000 | 633,000 | 614,000 | 230,000 |
| | 世田谷 | 6,000 | 933,000 | 791,000 | 668,000 | 636,000 | 619,000 | 240,000 |
| | 渋谷 | 5,000 | 911,000 | 760,000 | 638,000 | 615,000 | 605,000 | 200,000 |
| 4 | 中野 | 3,000 | 890,900 | 755,000 | 647,000 | 617,600 | 588,200 | 150,000 |
| | 杉並 | 0 | 909,000 | 779,000 | 647,000 | 620,000 | 599,000 | 160,000 |
| | 豊島 | 3,000 | 882,000 | 773,000 | 638,000 | 617,000 | 598,000 | 150,000 |
| | 板橋 | 4,000 | 864,000 | 742,000 | 645,000 | 620,000 | 600,000 | 180,000 |
| | 練馬 | 3,000 | 930,000 | 802,000 | 676,000 | 645,000 | 615,000 | 210,000 |
| 5 | 墨田 | 5,000 | 922,000 | 794,000 | 656,000 | 634,000 | 615,000 | 140,000 |
| | 江東 | 5,000 | 930,000 | 801,000 | 675,000 | 643,000 | 613,000 | 200,000 |
| | 足立 | 5,000 | 949,000 | 813,000 | 680,000 | 649,000 | 619,000 | 160,000 |
| | 葛飾 | 3,000 | 918,000 | 770,000 | 658,000 | 638,000 | 618,000 | 180,000 |
| | 江戸川 | 3,000 | 956,000 | 807,000 | 661,000 | 641,000 | 621,000 | 200,000 |
| 平均 | | 4,109 | 920,052 | 787,509 | 657,570 | 630,904 | 609,104 | 165,870 |

※ ただし、世田谷区は、2km未満住所及び公用車常用の場合は、4,000円

各区の費用弁償の推移

| 金額 (円) | 該当区数 | 該 当 区 名 | 各 区 の 推 移 (改正年月 : 金額) |
|--------|------|----------------------------|--|
| 6,000 | 4 | 港・品川・大田・世田谷 | |
| 5,000 | 9 | 千代田・中央・台東・北・目黒・渋谷・墨田・江東・足立 | |
| 4,000 | 2 | 文京・板橋 | 文京 ⇒ H14.4 (5,000円から) 板橋 ⇒ H16.4 (6,000円から) |
| 3,000 | 5 | 中野・豊島・練馬・葛飾・江戸川 | 中野 ⇒ H12.4 (5,000円から) 葛飾 ⇒ H15.4 (5,000円から) 豊島 ⇒ H16.4 (5,000円から) 江戸川 ⇒ H16.4 (6,000円から) 練馬 ⇒ H19.4 (6,000円から) |
| 2,500 | 1 | 新宿 | 新宿 ⇒ H15.4 (5,000円から) |
| 0 | 2 | 荒川・杉並 | 杉並 ⇒ H18.3廃止 (6,000円) 荒川 ⇒ H19.7廃止 (3,000円) |

墨田区の費用弁償の推移

| | | | | | 金 額 (円) | | | | | | 金 額 (円) | 備 考 |
|---|----|----|---|---|---------|---|----|---|---|---|---------|-------|
| S | 47 | 11 | 1 | ~ | 2,000 | H | 2 | 4 | 1 | ~ | 5,000 | |
| S | 52 | 6 | 1 | ~ | 3,000 | H | 12 | 4 | 1 | ~ | 3,000 | ※特例措置 |
| S | 57 | 4 | 1 | ~ | 4,000 | H | 15 | 4 | 1 | ~ | 5,000 | |

議員費用弁償支給内訳(平成18年度~平成17年度実績)

| 平成18年度 | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 小計 | | | | | | | |
|----------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|----|----|--|--|
| | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | | | | |
| 本会 | | | | | 3 | 96 | | | | | 3 | 96 | | | | | 2 | 64 | 1 | 32 | | | 3 | 93 | 2 | 63 | 14 | 444 | | | | |
| 臨時会 | | 1 | 32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 32 | | | | | |
| 議会運営委員会 | | 2 | 18 | 3 | 27 | | | | | | 3 | 28 | | | 2 | 20 | 1 | 10 | 1 | 10 | 2 | 20 | 1 | 10 | 1 | 10 | 15 | 143 | | | | |
| 企画総務委員会 | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | | | 1 | 9 | | | | | | | 1 | 9 | 5 | 45 | | | | |
| 区民文教委員会 | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | 1 | 9 | | | | | | | | | 1 | 9 | 5 | 45 | | | | |
| 地域都市委員会 | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | 1 | 9 | | | | | | | | | 1 | 9 | 5 | 45 | | | | |
| 福祉保健委員会 | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | 1 | 9 | | | | | | | | | 1 | 9 | 5 | 45 | | | | |
| 都市開発・交通対策特別委員会 | 1 | 8 | | | | | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | | 2 | 18 | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | | | | 1 | 8 | 7 | 62 | | | |
| 災害対策特別委員会 | 1 | 9 | | | | | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | | | | 1 | 8 | | | | | | | 1 | 9 | 2 | 18 | | | | |
| 行政改革等特別委員会 | | | | | | | | | 1 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 25 | | | |
| 情報化対策特別委員会 | | | | | | | | | 3 | 49 | 1 | 17 | | | | | 1 | 9 | | | | | | | | | 1 | 9 | | | | |
| 基本計画調査特別委員会 | | | | | | | | | | | | | | 8 | 136 | | | 1 | 17 | | | | | | | 1 | 13 | 6 | 96 | | | |
| 決算特別委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | 136 | | | | |
| 予算特別委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 | 102 | 3 | 51 | | |
| 合計 | 2 | 17 | 3 | 50 | 10 | 159 | 5 | 45 | 4 | 58 | 12 | 186 | 8 | 136 | 7 | 111 | 9 | 112 | 3 | 29 | 10 | 205 | 13 | 189 | 86 | 1297 | | | | | | |

| 平成17年度 | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 小計 | | | | | |
|----------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|--|--|
| | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | 開催数 | 開催人数 | | |
| 本会 | | | | | 3 | 98 | | | | | 3 | 94 | | | 2 | 64 | 1 | 32 | | | 3 | 96 | 1 | 32 | 13 | 416 | | | | |
| 臨時会 | | 1 | 33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 33 | | | | |
| 議会運営委員会 | | 3 | 27 | 2 | 18 | | | | | 2 | 18 | | | | 2 | 18 | 1 | 9 | | | 3 | 27 | 1 | 9 | 14 | 126 | | | | |
| 企画総務委員会 | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | | | 1 | 9 | | | | | | 1 | 9 | 5 | 45 | | | |
| 区民文教委員会 | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | | | 1 | 9 | | | | | | 1 | 9 | 5 | 45 | | | |
| 地域都市委員会 | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | | 1 | 9 | | | 1 | 9 | | | | | | | | 1 | 9 | 5 | 44 | | | |
| 福祉保健委員会 | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 8 | | 1 | 9 | | | | | 1 | 9 | | | | | | 1 | 9 | 5 | 44 | | | |
| 都市開発・交通対策特別委員会 | | | | | | | 1 | 9 | | | | 1 | 9 | | | | | | | 1 | 9 | | | | 3 | 27 | | | | |
| 災害対策特別委員会 | | 1 | 7 | | | | | | | | | | | | 1 | 9 | | | | | | | | | 2 | 16 | | | | |
| 行政改革等特別委員会 | | 1 | 10 | | | | | | | | | | | | 1 | 9 | 1 | 9 | | | 1 | 9 | | | 5 | 46 | | | | |
| 情報化対策特別委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 9 | | | | |
| 基本構想審査特別委員会 | | | | | | | | | | | | | 1 | 17 | 3 | 51 | | | | | | | | | 4 | 68 | | | | |
| 決算特別委員会 | | | | | | | | | | | | | 8 | 136 | | | | | | | | | | | 8 | 136 | | | | |
| 予算特別委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | 153 | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 6 | 77 | 9 | 152 | 5 | 44 | 0 | 0 | 10 | 157 | 11 | 171 | 9 | 151 | 6 | 77 | 2 | 18 | 7 | 132 | 15 | 229 | 80 | 1208 | | | | |

議会のあり方検討会資料：費用弁償について（定額支給の可否等）

1 費用弁償の定義（新版逐条地方自治法第一次改訂版より）

- (1) 「費用の弁償」とは、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいう。
- (2) 議会の議員等の非常勤職員に支給されるもので、常勤職員に支給される旅費と区別される。
- (3) 費用弁償は、実費の弁償にほかならないから費用を要した都度、その実費を計算しこれを支給することとしても、もちろん差し支えないが、通常は、日当及び旅費についてあらかじめ一定の基準を定めこれにより支給するという方法によっている。

2 費用弁償Q&A

Q1 費用弁償が、実費ではなく、定額支給できるのはなぜか。

A1 次のような最高裁の判断がある。

費用弁償は実費の弁償の意味を持つといっても、その額は必ずしも厳密に実際に要した経費と同額でなければならないものではなく、当該条例で定められた標準的費用を基礎とした定額により支給されるのが通例である。費用弁償に関する条例を制定するに当たっては、いかなる事由を支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の金額を支給する場合についてその一定の額をいくらとするかは、議会の裁量判断に委ねられている。

（平成2年12月21日 最高裁）

墨田区の場合、当時の社会経済情勢や他区の状況等を勘案し、定額支給を定めたものと思われるが、詳細は不明。

なお、定額支給は、事務手続きの煩雑さを避けるための便法であるとの批判を受けることもある。

Q2 費用弁償を毎月の定額払いにしてはどうか。

A2 次のような行政実例があり、毎月の定額払いをすることはできない。

①費用弁償について執務のいかにかわらず1月ないし1年の期間を通じて定額を支給するような取扱は、費用弁償の性質上適当でないとする。

（昭和27年6月21日 行政実例）

②日額又は月額定額旅費は職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張について支給されるべきものであって、議員については、その職務の性質上支給すべきでない。

（昭和31年7月18日 行政実例）

Q 3 法定外の会議（各派交渉会、正副委員長会、各派代表者会等）に出席した場合、費用弁償の支給は可能か。

A 3 次のような行政実例があり、支給することはできない。

議会閉会中の審査の付託がなされていない場合に召集された委員会、議会開会前予算及び条例の内示等のため召集された委員会、議会閉会中の議員協議会及び議長と各党代表との会議に出席したものに対しては、いずれも費用弁償を支給すべきでない。

（昭和27年4月24日 行政実例）

Q 4 同一日に2つ会議に出席した場合、費用弁償は重複して支給することができるか。

A 4 次のような行政実例があり、重複支給することはできない。

同一日に二つ会議に出席した場合において、費用弁償を重複して支給することはできない。なお、額が異なるときは高額の方を支給すべきである。

（昭和27年12月25日 行政実例）

議会のあり方検討会資料：費用弁償の月別平均支給金額等（平成18年度実績）

1 費用弁償の支給実績を単純に平均したもの

| | 延べ支給人数 (人) | 総支給金額 (円) | 議員1人当たりの 平均支給回数(回) | 議員1人当たりの 平均支給金額(円) |
|-----------|---------------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 4月 | 17 | 85,000 | 0.53 | 2,656 |
| 5月 | 50 | 250,000 | 1.56 | 7,813 |
| 6月 | 159 | 795,000 | 4.97 | 24,844 |
| 7月 | 45 | 225,000 | 1.41 | 7,031 |
| 8月 | 58 | 290,000 | 1.81 | 9,063 |
| 9月 | 186 | 930,000 | 5.81 | 29,063 |
| 10月 | 136 | 680,000 | 4.25 | 21,250 |
| 11月 | 111 | 555,000 | 3.47 | 17,344 |
| 12月 | 112 | 560,000 | 3.50 | 17,500 |
| 1月 | 29 | 145,000 | 0.91 | 4,531 |
| 2月 | 205 | 1,025,000 | 6.41 | 32,031 |
| 3月 | 189 | 945,000 | 5.91 | 29,531 |
| 合計 | 1,297 | 6,485,000 | 40.53 | 202,656 |
| 平均(1月当たり) | 108 | 540,417 | 3.38 | 16,888 |

2 費用弁償の支給実績から、議長としての出席分を控除し、平均したもの

| | 延べ支給人数 (人) | 総支給金額 (円) | 議員1人当たりの 平均支給回数(回) | 議員1人当たりの 平均支給金額(円) |
|-----------|---------------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 4月 | 15 | 75,000 | 0.47 | 2,344 |
| 5月 | 48 | 240,000 | 1.50 | 7,500 |
| 6月 | 152 | 760,000 | 4.75 | 23,750 |
| 7月 | 40 | 200,000 | 1.25 | 6,250 |
| 8月 | 54 | 270,000 | 1.69 | 8,438 |
| 9月 | 177 | 885,000 | 5.53 | 27,656 |
| 10月 | 128 | 640,000 | 4.00 | 20,000 |
| 11月 | 106 | 530,000 | 3.31 | 16,563 |
| 12月 | 104 | 520,000 | 3.25 | 16,250 |
| 1月 | 26 | 130,000 | 0.81 | 4,063 |
| 2月 | 198 | 990,000 | 6.19 | 30,938 |
| 3月 | 178 | 890,000 | 5.56 | 27,813 |
| 合計 | 1,226 | 6,130,000 | 38.31 | 191,563 |
| 平均(1月当たり) | 102 | 510,833 | 3.19 | 15,964 |

インターネット放送等、議会中継の検討ポイント

1 インターネット

(1) 実施区 10区

(2) 対象会議

- ① 本会議（施政方針・代表質問・一般質問・答弁・採決・臨時会）
- ② 委員会（常任委員会・特別委員会・予算特別委員会・決算特別委員会）

(3) 中継内容～対象会議それぞれについて～

- ① 録画中継（VOD）
- ② 生中継

(4) 中継時間

- ① 生中継の場合、全時間帯
- ② 録画の場合、登壇・休憩などを除きすべて中継
- ③ 録画の場合、要点編集するか

(5) テロップ等編集内容

議員・理事者すべての発言者の氏名・議席番号・会派名を表示するか

(6) 設備・委託方法

- ① 本会議場モニター用カメラの故障に伴い、庁舎リフレッシュ計画内において本会議場及び委員会室のカメラ及び録画機器（DVD/HDD）について、第4回定例会前までに設置予定。その他（サーバー、音声機器、テロPPER等設置）は未定。
- ② どこまで委託とするか
撮影時作業、撮影後の会議録検索システム（文字ベースデータ）とのリンクの有無など

(7) 実施時期

2 ケーブルテレビ

(1) 実施区 7区

うち、インターネット中継と併用 3区

(2) インターネット中継との相違

- ① 視聴者層（ユーザー層）の相違
- ② 地域の相違（CATVは区内約20,000世帯、インターネットは全国・国外）
- ③ 視聴時間帯の相違
- ④ 経費の相違

(3) 選択か併用か

3 その他

- (1) 庁舎1階フロアでのTVモニター設置
- (2) 本会議・委員会の土日・夜間開催

議会中継(録画含む)の実施状況

資料 12

| 区 | 議会中継を行っている | 中継媒体 | |
|-----|---------------------------------|------|---------|
| | | CATV | インターネット |
| 千代田 | 庁舎内のみ | | |
| 中央 | 検討予定 | | |
| 港 | 検討予定 | | |
| 新宿 | ○ | | ○ |
| 文京 | ○ | ○ | |
| 台東 | ○ | ○ | |
| 墨田 | 検討予定 | | |
| 江東 | 検討予定 | | |
| 品川 | ○ | ○ | |
| 目黒 | ○ | | ○ |
| 大田 | ○ | | ○ |
| 世田谷 | ○ | | ○ |
| 渋谷 | 議会待合室、総合窓口 モニター中継 | | |
| 中野 | ○ | ○ | |
| 杉並 | 本庁舎ロビー、議員控室、理事 者執務室などにモニター中継 | | |
| 豊島 | 検討中 | | |
| 北 | ○ | ○ | ○ |
| 荒川 | ○ | ○ | ○ |
| 板橋 | 検討予定 | | |
| 練馬 | ○ | | ○ |
| 足立 | ○ | ○ | ○ |
| 葛飾 | ○ | | ○ |
| 江戸川 | ○ | | ○ |

議会中継の内容(インターネット)

| 区 | 配信方法 | 会議 | 生/録画 | 内容 | 中継時間 | 編集 | 19年度予算 (千円) |
|-----|----------------------------------|-----|-------------------------------------|-----------------------|---|--|--|
| 新宿 | 委託 (会議録研究所) | 本会議 | 生中継 録画中継 | 一般質問 代表質問 施政方針 | 生:休憩時間を除く全時間帯 録画:登壇時などを除いた全 時間帯(項目ごとに頭出し) | 生中継音声操作のみ事務局が行 い、カメラ・テロップの機器操作、録 画用頭出し、配信作業を委託 | 3095 (機器リース料・データ作成料・ 当日撮影人件費等) |
| | | 委員会 | 生中継 録画中継 | 予特・決特 | | | |
| 目黒 | 委託 (会議録研究所) | 本会議 | 録画中継 | 一般質問 代表質問 施政方針 | 全時間帯 | 撮影は事務局が行い、編集は事業 者が行う。 | 1,322 |
| 大田 | 独自配信 | 本会議 | 録画中継 | 一般質問 代表質問 施政方針 | 全時間帯 | 撮影・編集ともに事務局が行い、放 送のみ委託 | 委託経費 16/時間で年2,500 程度 その他にPC・サーバーリース 料 |
| | | 委員会 | 録画中継 | 予特・決特 | 総括質疑 (しめくり総括質疑のみ) | | |
| 世田谷 | 独自配信 | 本会議 | 生中継 録画中継 | 一般質問 代表質問 施政方針 | 全時間帯 | 撮影・編集ともに事務局が行って いる | 4,087 (サーバー機更新費200万円含む) |
| | | 委員会 | 生中継 録画中継 | 予特・決特 | | | |
| 北 | 委託 (会議録研究所) | 本会議 | 録画中継 | 代表質問・答弁 (再質問・答弁除く) | 代表質問の全時間帯 | 撮影・編集(テロップ)・配信など事 業者が行う。 | 1,030 (別途、機器賃借料620) |
| 荒川 | 独自配信 | 本会議 | 録画中継 | 一般質問・答弁 施政方針 | 全時間帯 | 独自編集 | 0 (機器メンテナンスのみ) |
| 練馬 | 委託 (会議録研究所) | 本会議 | 録画中継 | 一般質問・答弁 施政方針 | 全時間帯 | 撮影は事務局が行い(録画済テ ロップを委託業者に手渡す)、編集は事 業者が行う。 | 3,054 |
| | | 本会議 | 録画中継 | 全内容 | 全時間帯 | おおまかな編集は事務局が行い、 撮影その他は事務局指示により事 業者が行う。 | |
| 足立 | 委託 (撮影:アイ・アブ・エム 配信:NTT東日本) | 本会議 | 録画中継 (以前は生あ り) | 全内容 | 全時間帯 | 会議録検索システムなど一括委 託(HP運営経費として、4,000/年 程度。他に作業人件費90/日) | |
| 葛飾 | 委託 (会議録研究所) | 本会議 | 生中継 録画中継 | 全内容 | 全時間帯 | 生中継の操作・撮影は事務局が行 い、編集は事業者が行う。 | 1078(機器リース8年) 他に編集単価契約で3,000/年 |
| 江戸川 | 委託 (会議録研究所) | 本会議 | 生中継 (19.3定～) 録画中継 (19.2定～) | 全内容 | 全時間帯(休憩除く) | 撮影は事務局、編集は事業者が行 う。 | 3,440 |

議会中継の内容 (ケーブルテレビ)

| 区 | CATV事業者 | 加入世帯数 | 会議 | 生/録画 | 放映先 | 内容 | 中継時間 | 編集作業 | 19年度予算 (千円) |
|----|--------------|---------|-----|-----------|--------------------------------|----------------------|---|--|---------------------|
| 文京 | 東京ケーブルネットワーク | — | 本会議 | 録画中継 | 全加入世帯 | 一般質問・答弁 | 質問12分、答弁8分(冒頭よりカットなし) 5回放送(議員ごとに毎日時間をずらしながら放送) | 広報課の委託先が撮影・編集 | 広報課予算 (他番組と一括計上) |
| 台東 | 台東ケーブルテレビ | 76,228 | 本会議 | 録画 | 全加入世帯 区施設全般 | 一般質問 代表質問 施政方針 | 土曜13:00～1日1回放送 (翌日の同時間に再放送) | 撮影・編集とも広報課の委託業者が行う | 4,503 (広報課予算) |
| | | | 委員会 | 録画 | 全加入世帯 区施設全般 | 予特・決特 (基本・総括質問) | 日曜正午～1日1回放送 | | |
| 品川 | 南東京ケーブルテレビ | 140,000 | 本会議 | 録画 | 全加入世帯 | 一般質問 代表質問 施政方針 | 放映回数2回。 放映日は本会議2日目(1定は3日目)の翌週の平日、および土日。 放映時間は、関係機関と調整し決定。 | 撮影は事務局が行い、編集は事業者が行う。ただし、手話通訳は事業者が撮影する。 | 3,672 |
| | | | 委員会 | 録画 | 全加入世帯 | 予特・決特 (総括質疑のみ) | 総括質疑が終了した日の翌日から5日目の平日に第1回目放送、その翌週の日曜日に再放送(6時間30分程度) | | |
| 中野 | シティテレビ中野 | 135,000 | 本会議 | 生中継 録画 | 全加入世帯 (録画) 本庁舎 (生) | 一般質問・答弁 | 生:全時間帯 録画:土・日 17:00、18:00、19:00(45分間) 月・水・金 18:00～19:30 | 撮影、編集ともに事業者が行い、放送前に事務局が確認。 | 4,200 |
| 北 | 北ケーブルネットワーク | 107,075 | 本会議 | 録画 | 全加入世帯 | 代表質問・答弁 (再質問は除く) | 日曜 10:00～(5時間程度) 月～金 10:15～(再放送1時間程度) | 撮影・編集は事業者が行う (テロップなどの作成のみ) | 1,050 |
| 荒川 | 東京ケーブルネットワーク | 18,800 | 委員会 | 録画 | 全加入世帯 | 予特・決特 (総括質疑のみ) | 総括質疑のみ 120分 | 撮影、編集とも事業者が実施 | 4,400 |
| 足立 | ケーブルテレビ足立 | 141,210 | 本会議 | 生中継 | 全加入世帯 本庁舎 (マルチビジョン、管理職室) | 全内容 | 全時間帯 | 生中継のため、撮影のみ | 2,545 |

CATVによる議会中継経費等について

1 CATV中継を実施している他区の状況について

CATV中継を実施している7区(9月26日配布資料参照)には、J:COMグループのCATV事業者はない。年度予算については9月26日配布資料のとおり。

2 「J:COMすみだ(さくらケーブルテレビ)」による放映について

(1) 生放送の対応はできない。

(2) 主な条件

放送形態 録画中継で収録日より数日から1週間程度で放送

放送内容 本会議の様態を基本的に編集なしで放送

(編集作業はタイトルを入れるなど番組の体裁を整える程度のもので、質問・答弁を一部カットするなどの編集はしない。)

映像収録 ビデオカメラ2台(議場全体カメラと質問者や議長向けカメラ)

放送時間 1日当たり3時間以内放送(1回放送)

(3) 料金 収録・編集・放送料 一式 1日分60万円(税別)

1定例会1日3時間が3日間・年4定例会・録画放送各回とすると、

@60万円×3日×4定例会×放送1回=720万円/年

次の週に再放送するとすると、1回10万円程度

@10万円×3日×4定例会×再放送1回=120万円/年

3 他区でCATV中継を実施していない主な理由(葛飾区、江戸川区等)

- ・経費的にCATV局側と折り合わなかった。
- ・生中継、録画中継とも、放送時間帯が制限される(4参照)。
- ・視聴世帯が限定されている。
- ・将来性を考慮した。

4 CATVによる中継についての懸案事項

日程の変更(本会議開会日の減など)が放送日直前に決定されたり、本会議(委員会)終了時間がその都度異なるとなると、CATV局側にとって番組編成上不都合がある。

インターネット放送開始のきっかけ等

| | ネット放送開始の端緒 | 区民等の反応・評判 |
|------|---|--|
| 新宿区 | 議会改革に関する特別委員会で話題になり、下部組織の小委員会で検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民からは特にない。 ・アクセス件数は当初は多かったが、現在は落ち着いている。 |
| 目黒区 | 議員から要望が出て、議会内の「広報図書室運営委員会」で検討、議会運営委員会で決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費関係が問題になった時期のアクセスは非常に多かった。現在は落ち着いている。 |
| 大田区 | 幹事長会からの要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民からは特にない。 ・サーバーが固有のものでないので、アクセスログの記録もない。 |
| 世田谷区 | 紙媒体以外の議会広報の検討結果から、議会運営委員会で決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民からは特にない。 ・議員個人からの評判は良い。 |
| 北区 | 議員から要望があり、委員会記録のネット公開に合わせて幹事長会で決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民からは特にない。 |
| 荒川区 | 当時の議長から、議会 PR について支持があり、幹事長会で決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民からは特にない。 |
| 練馬区 | 当時の議長から指示があり、議会運営委員会で決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民からは特にない。 ・録画放送を1週間後から翌日にしたところ、アクセス件数は3～4倍になった。 |
| 足立区 | 議会内部の情報公開検討委員会で課題となり、HP のリニューアルに合わせて映像配信を行うこととした | <ul style="list-style-type: none"> ・区民からは特にない。 ・アクセスは庁舎内よりも外部が多い。 |
| 葛飾区 | 議会改革の一環として、HP の開設などと合わせて議会内部と事務局双方からテーマとして挙げられた。CATV 放送については将来性と視聴者層の違いからテーマにならなかった | <ul style="list-style-type: none"> ・当初は良い取組みである旨の評価の声があった。最近はカメラアングルなどについて意見がある程度で、クレームなどはない。 ・アクセス件数は当初多かったが、現在は落ち着いている。 ・特に録画中継に関しては深夜～明方でもアクセスがある。 |
| 江戸川区 | 議会改革の一環として、議会内部の小委員会で検討し、CATV と契約内容（特に生中継）で折り合わなかったためネット中継を始めることとした | <ul style="list-style-type: none"> ・区民からは特にない。 ・当初は傍聴席に入れない障害者用、理事者控室用映像を録画し、放映することから始めた。 |

本会議質問における「一問一答方式」の導入

1 各議会における「一問一答方式」導入の背景

これまでの本会議質問は、当区議会も含め大多数の議会が、議員が質問項目のすべてについて一括して質問を行い、それに対して、理事者が一括して答弁を行う、いわゆる「一括質問方式」を採用しているが、「一括した質問と答弁のため、傍聴者等に分かりづらい」、「本会議が本来の議論の場となっていない」、などの問題が指摘されている。

平成12年の地方分権一括法の施行以来、新しい分権時代にふさわしい議会のあり方・議会の活性化策の検討など、多くの議会が議会改革に取り組みはじめており、このような問題に対応するため、その方策の一つとして、本会議質問における「一問一答方式」を導入する議会が増えてきている。

2 「一問一答方式」の形態

(1) 「一問一答方式（分割質問方式）」

「一問一答方式」は、質問項目一問ごとにあるいは数問ごとに区分して（分割質問方式）質問し、理事者の答弁を受け、その答弁に対して再質問（再々質問）し、次の質問項目に移る、これを繰り返す方式である。

(2) 質問・答弁の形態 ～対面演壇方式の採用～

「一括質問方式」での一般質問は、議員、理事者とも議長席前の演壇から議員席に向かって質問、答弁を行っている。「一問一答方式」の場合は、各議会によって異なるが、基本的には、議員席と理事者席の間に質問者用の演壇を設置し、議員はその演壇から理事者に向かって質問するという「対面演壇方式」をとっている。

なお、理事者については、理事者席（自席）から答弁をしているところが多い。

3 「一問一答方式」の効果

- (1) 論点が明確になり区民（傍聴者・中継視聴者）にとって分かりやすい。
- (2) 再質問がしやすくなり、一つの項目に対して、より議論が深められる。
- (3) 議員・理事者ともに緊張感のある活発な議論が期待できる

※ 一問一答方式にする場合、大きく分けると2つのスタイルが考えられる。

①あくまでも本会議では理路整然と質問・答弁を行う・・・効果(1)に重点

②委員会での質疑のように本会議の場で丁々発止の議論を行う・・・効果(3)に重点

例えば、①の場合は、分かりやすいというメリットがあるが、緊張感のある活発な議論にはなりにくい、②の場合は、活発な議論が期待できる反面、質問によっては理事者が直ちに答えられないなど、議事進行が停滞する等の課題が生じることも考えられる、など、どちらのスタイルで行うかによって、その効果は若干異なってくる。

4 導入する場合の検討事項（導入している議会の状況等）

(1) 代表質問・一般質問両方とも導入するか

議会によっては、代表質問のみ一問一答方式で行う、あるいは代表質問はこれまでどおり一括質問方式で行い、一般質問のみ一問一答で行うなど、それぞれの議会の実情により異なっている。

(2) 「一問一答方式」を選択性とするか、必須とするか

質問をする場合に、「一問一答方式」で行うか「一括質問方式」で行うか、質問者による選択性としているところが多い。

また、代表質問は全て一括質問方式で行い、一般質問は選択性としているところもある。

(3) 時間制を導入するか・再質問回数の制限を設けるか

時間制を導入し、時間内であれば質問回数の制限をしないところが多い。

時間制を導入する場合、①質問者のみ時間制とする②理事者答弁も含めた時間制とする③会派の持ち時間制とする、などの形態がある。

(4) 対面式演壇を設置するか

「一問一答方式」を導入する場合、対面式演壇及び質問者待機席を設置し、理事者に向かって質問しているところが増えている。一部の議会では、当面、空いている最前列の議員席を質問席にしているところもある。

また、対面式演壇を導入した場合、傍聴席及び議員席からは質問者の後姿しか見えなくなるため、議場内あるいは傍聴席にスクリーン、モニターを設置し、質問者を映し出しているところもある。

(5) 理事者答弁はどこですか

対面式演壇を導入した場合、基本的には、質問者は対面式演壇から、理事者は理事者席（自席）から答弁しているところが多い。

また、各質問項目の最初の質問及び答弁は、それぞれ演壇から行い、それに対する再質問から議員は対面式演壇、理事者は自席から答弁しているところもある。

5 導入に伴う費用

(1) 対面式演壇・質問者待機席の設置

当議会において対面式演壇を設置する場合、既存の議員席最前列の真ん中の4席を撤去し、そこに対面式演壇・質問者待機席を設置する方法が考えられる。

[改修費用概算] 200万円

※議席の撤去、対面式演壇・待機席設置、カーペット補修費

(2) マイク設備

対面式演壇及び理事者席から理事者答弁をさせる場合は理事者席に、それぞれマイク

設備の設置が必要となるが、その場合は、新たな「議場システム（映像・音響）」を導入する必要がある。

なお、議場システムについては「庁舎リフレッシュ計画」の中で、平成21年度の更新が予定されている。

〔議場システム更新費用概算〕

2,000万円（理事者席のみマイクを設置する場合）

～3,000万円（理事者席及び各議員席にマイクを設置する場合）

※マイク設備、コントロールシステム、大型ディスプレイ設置等

6. その他（導入する場合に整理しておく必要がある事項）

(1) 会議規則等の規定整備

運用方法等によっては、現行の会議規則等の改正が必要となる。

《例》

（発言の許可）

第48条 発言はすべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。（※1）
ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。（※2）

※1 対面式演壇を導入し、そこで質問する場合、規則上の「登壇してなければならない」の登壇には、対面式演壇も含むと解釈し、現行の規定のままでも可能と思われる。

※2 対面式演壇を導入せず、議員席から質問する場合は、規則上の「ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。」の簡易な事項には一般質問は該当しないため、規則の改正が必要と思われる。

（質疑の回数） [本条文は一般質問について準用]

第53条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。
ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

※ 時間制を採用し、質問回数の制限を行わない場合又は質問回数を制限する場合（2回以外）は、規則を改正するか、または、現行の規定のまま、「ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」を適用し、議長が許可を与える形にすれば、現行のままでも可能と思われる。

(2) 一問一答方式の運用等に関する申し合わせ

時間管理の方法・再質問の取扱い等、細かな運用方法を、「申し合わせ」等で決めておく必要がある。

（例）・理事者が直ちに答弁できない場合の取扱い

・質問の途中で時間が切れた場合の取扱い など

「分割質問方式・一問一答方式」のイメージ

[現行／一括質問方式]

| 発言の内容(件名・要旨等) | 答弁を求める者 | |
|---|-----------|--|
| 1 防災対策について (1) 災害要援護者対策について (2) 家具転倒防止器具助成について (3) 学校の耐震改修について | 区長 教育長 | 1. 2. 3 一括質問 ↓ 1. 2. 3 一括答弁 ↓ (再質問・答弁) |
| 2 高齢者福祉について (1) 成年後見制度について (2) 後期高齢者医療制度について (3) 元気高齢者対策について | | |
| 3 区長のマニフェストについて (1) 都区のあり方検討についての基本的な考え方について (2) 協治・ガバナンスについて (3) 新タワーの波及効果と連携事業について | | |

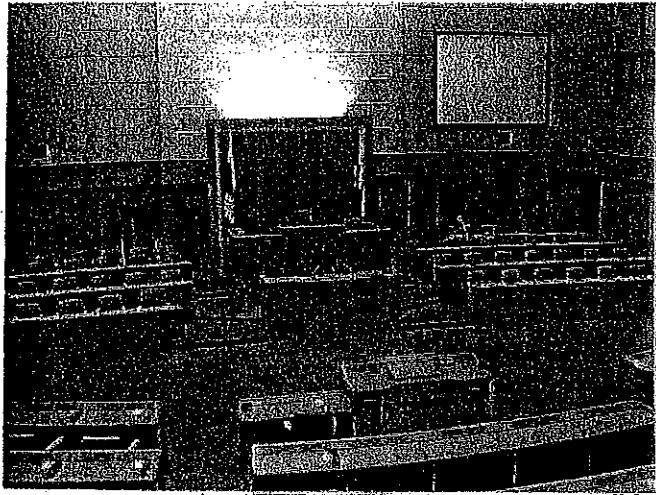


[分割質問方式]

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 防災対策について (1) 災害要援護者対策について (2) 家具転倒防止器具助成について (3) 学校の耐震改修について | 区長 教育長 | } 1 質問・答弁(再質問・答弁) } 2 質問・答弁(再質問・答弁) } 3 質問・答弁(再質問・答弁) |
| 2 高齢者福祉について (1) 成年後見制度について (2) 後期高齢者医療制度について (3) 元気高齢者対策について | 区長 | |
| 3 区長のマニフェストについて (1) 都区のあり方検討についての基本的な考え方について (2) 協治・ガバナンスについて (3) 新タワーの波及効果と連携事業について | 区長 | |

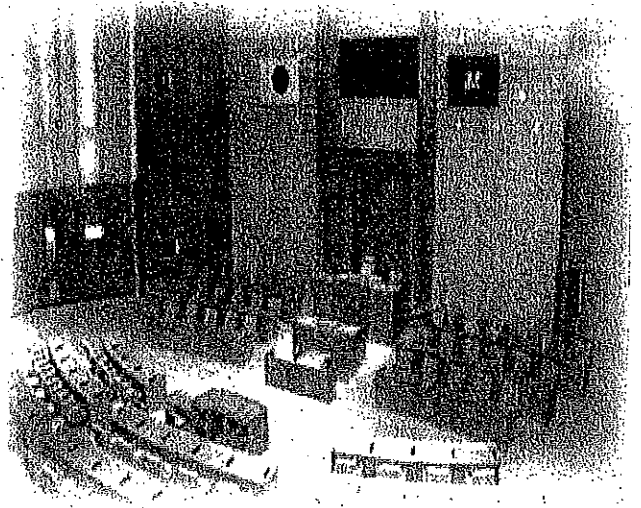
[一問一答質問方式]

| | | |
|----------------------------|-----|-------------------|
| (防災対策について) | | |
| 1 災害要援護者対策について | 区長 | → 1 質問・答弁(再質問・答弁) |
| 2 家具転倒防止器具助成について | 区長 | → 2 質問・答弁(再質問・答弁) |
| 3 学校の耐震改修について | 教育長 | → 3 質問・答弁(再質問・答弁) |
| (高齢者福祉について) | | |
| 4 成年後見制度について | 区長 | → 4 質問・答弁(再質問・答弁) |
| 5 後期高齢者医療制度について | 区長 | → 5 質問・答弁(再質問・答弁) |
| 6 元気高齢者対策について | 区長 | → 6 質問・答弁(再質問・答弁) |
| (区長のマニフェストについて) | | |
| 7 都区のあり方検討についての基本的な考え方について | 区長 | → 7 質問・答弁(再質問・答弁) |
| 8 協治・ガバナンスについて | 区長 | → 8 質問・答弁(再質問・答弁) |
| 9 新タワーの波及効果と連携事業について | 区長 | → 9 質問・答弁(再質問・答弁) |



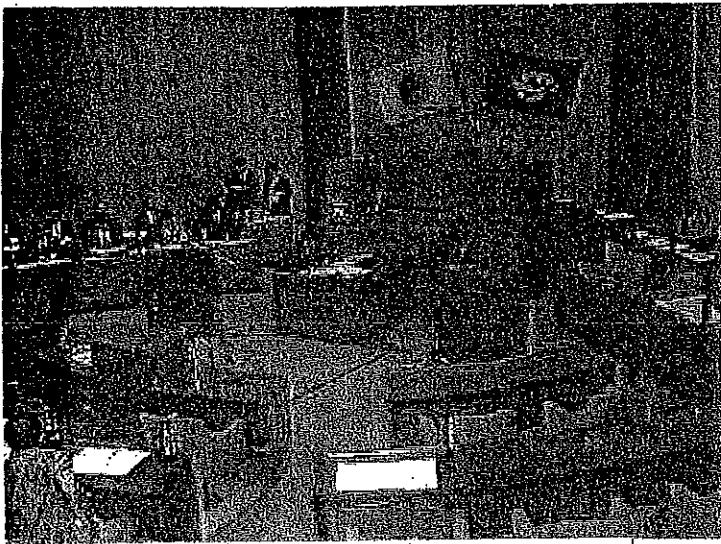
三重県議会

(議員席最前例を改修し対面式演壇設置)



栃木県議会

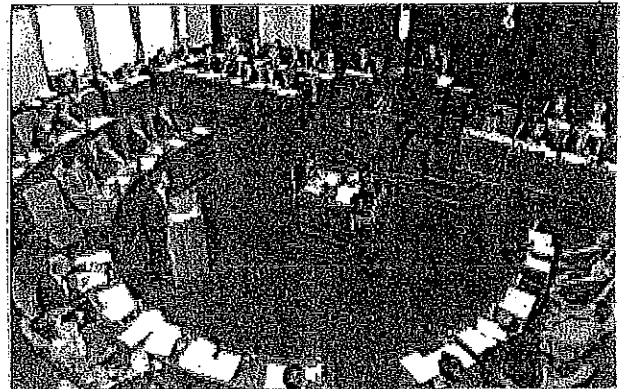
(議員席最前例を改修し対面式演壇設置)



山梨市議会

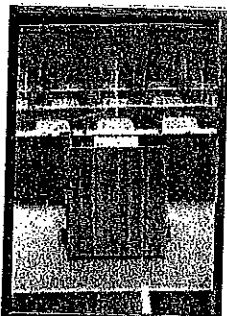
(議員席最前例を改修し質問者席を設置)

(理事者席前左右2箇所 answers席設置)



滋賀県議会

(議員席最前列通路前に演壇設置)

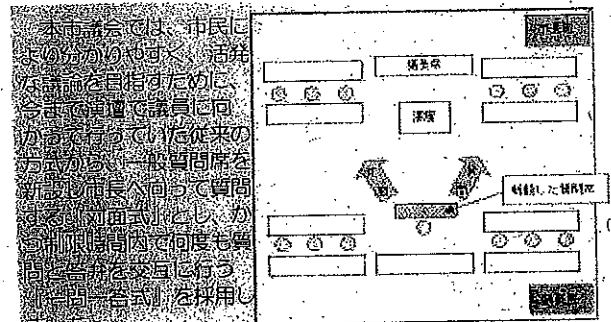


一問一答用の質問席



戸田市議会

(議員席最前例前に質問席を設置)



従来の方式に比べテンポのある、分かりやすいやり取りに、
今まで市民から『議会はつまらない、何を言っているかわからない』と言われていましたが、
回を重ねることに着実に傍聴者数が増加するなど効果が現れているようです。

小浜市議会

(議員席最前例に質問席を設置)

本会議質問における「一問一答方式」の導入状況調査結果一覧

| 区名 | 実施している | 検討中又は今後検討する予定 | 予定していない | 未定 | 備考 |
|-----|--------|---------------|---------|----|--|
| 千代田 | | ○ | | | 今後検討予定(代表質問及び一般質問・対面式演壇設置予定) |
| 中央 | | | ○ | | |
| 港 | | ○ | | | 今後検討予定(代表質問及び一般質問) |
| 新宿 | ○ | | | | 18年3定から実施～代表質問のみ・対面式演壇設置・持ち時間制・再質問1回まで |
| 文京 | | | ○ | | |
| 台東 | | | ○ | | |
| 北 | | | ○ | | 議会の協議事項としてはあがっている |
| 荒川 | | | ○ | | |
| 品川 | | | | ○ | |
| 目黒 | | | | ○ | |
| 大田 | | | ○ | | |
| 世田谷 | | | ○ | | |
| 渋谷 | | | ○ | | |
| 中野 | | | ○ | | |
| 杉並 | | | ○ | | |
| 豊島 | | | ○ | | |
| 板橋 | | | ○ | | |
| 練馬 | | | ○ | | |
| 墨田 | | ○ | | | 今後検討予定 |
| 江東 | | ○ | | | |
| 足立 | | | ○ | | |
| 葛飾 | | | ○ | | |
| 江戸川 | | | | ○ | 議会改革検討小委員会の中で議題になるとと思われる |

- 実施している…1区
- 検討中又は今後検討する予定…4区
- 予定していない…15区
- 未定…3区

新信区議会における「一問一答方式」の実施状況

| 項目 | 取 扱 い 等 | 備 考 |
|----------|--|-----|
| 1 導入の経緯 | <p>地方分権時代に相応しい、透明性が高く、区民に身近に感じてもらおう「開かれた区議会」、「議会運営の効率化」等を目指して、平成14年に設置した「議会のあり方検討会」を端緒に、平成15年に「地方分権・行政改革特別委員会」の中に、「議会改革を進める小委員会」を設置し、議員同士で活発な議論を進め、「インターネット中継」、「議場の対面式演壇方式の導入」等の議会改革に取り組みんできた。</p> | |
| 2 実施時期 | 平成18年第3回定例会から | |
| 3 対象 | <p>代表質問のみ ※質問項目が多く、時間も比較的長くとられる代表質問に導入することとなった</p> | |
| 4 選択制 | 「一問一答方式」と「一括方式」の選択制 | |
| 5 持ち時間制 | <p>会派の持ち時間制(質問時間のみ、答弁・再質問の時間は含まない) ・会派基礎時間25分+(1人5分×会派人数) (例)10人会派=75分 (代表1人、一般1人の場合は、合計で75分)</p> | |
| 6 再質問 | 再質問は1回まで | |
| 7 対面式演壇 | 対面式演壇を設置 | |
| 8 質問・答弁 | <p>質問は対面式演壇から、答弁は理事者席(自席)から ※その他、区長提出議案に対する質疑など執行機関に対する発言は対面式演壇を使用し、討論・議員提出議案の説明等は、従来どおり議長席前の演壇を使用する</p> | |
| 9 議場改修費用 | <p>約150万円(議席の撤去、対面式演壇・待機席の設置) ※議場改修として、対面式演壇等の設置と傍聴席改修で890万円。対面式演壇の設置だけの費用は分らないが、だいたい上記金額程度ではないか ※議場へのスクリーン設置は、費用対効果等を考慮し、設置を見送ることとした ※電光掲示板(経過時間・残時間表示)を設置→放送設備の更新の中で設置したため単独での費用は分らない</p> | |

一問一答制の導入状況（平成18年12月31日現在、802市）

| | 個人質問 | | 代表質問 | |
|--------------------|---------------|--------------------|---------------|--------------------|
| | 初回の質問から導入している | 再質問または再々質問から導入している | 初回の質問から導入している | 再質問または再々質問から導入している |
| 5万未満 (24市) | 39市 16.2% | 68市 28.2% | 5市 2.1% | 10市 4.1% |
| 5～10万未満 (27市) | 33市 11.9% | 72市 26.0% | 9市 3.2% | 22市 7.9% |
| 10～20万未満 (138市) | 12市 7.6% | 35市 22.2% | 3市 1.9% | 9市 5.7% |
| 20～30万未満 (87市) | 5市 11.4% | 10市 22.7% | 1市 2.3% | 4市 9.1% |
| 30～40万未満 (30市) | 4市 13.3% | 1市 3.3% | 0市 0.0% | 1市 3.3% |
| 40～50万未満 (20市) | 0市 0.0% | 2市 10.0% | 0市 0.0% | 1市 5.0% |
| 50万円以上 (17市) | 1市 5.9% | 1市 5.9% | 0市 0.0% | 1市 5.9% |
| 指定都市 (15市) | 0市 0.0% | 0市 0.0% | 0市 0.0% | 0市 0.0% |
| 全市 (802市) | 94市 11.7% | 189市 23.6% | 18市 2.2% | 48市 6.0% |

一問一答制の導入状況

